Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
① 事務の名称	児童手当に関する事務
② 事務の内容	札幌市では、児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、児童手当の資格管理、給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成２５年５月３１日法律第２７号）以下、「番号法」という。）別表第一の56項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1. 児童手当法第七条第一項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）もしくは第2項の児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当法第9条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法第12条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当もしくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法第28条(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 上記の事務における申請・届出の受理については、郵送・窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 上記の事務においてマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合は、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を含む。 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）。
③ 対象人数	［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
① システムの名称	手当システム（児童）
② システムの機能	児童手当法に基づき、児童手当に関する事務の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1. 児童手当資格管理 　申請情報、児童情報及び口座情報を管理し、各種申請・届出に応じ申請データの審査・認定を行う。また、これにより受給者情報・児童情報・世帯情報等の登録・変更を行う。 2. 児童手当支払い管理 　上記児童手当資格管理により作成された情報をもとに、児童手当支払いデータを作成する。また、併せて支払い対象者一覧及び銀行別集計表を出力する。 　また、支払い実績の登録・修正を行う。 3. 住登外者登録 　札幌市内に住民票の無い申請者について、住登外データを作成する。 4. 申請・届出帳票出力 　認定請求申請書・各種変更届（額改定請求書・受給事由消滅届・氏名変更届・額改定届・金融機関変更届・住所変更届）・現況届について、出力を行う。 5. 保育料徴収入力 　保育料の申出徴収について、入力を行う。 6. 督促管理 　認定請求及び各種届出の際、法令上の必須書類を後日提出する申請者・受給者について、督促状況の管理を行う。 7. 住基個人情報照会 　住民記録・印鑑オンラインシステムと連携を行い、申請者・受給者の住基情報を確認する。

③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [◎] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム2～5	
システム2	
① システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
② システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1　符号管理 符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※ 符号… 情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2　情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3　情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4　既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5　情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6　情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7　データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 （※）インターフェイスシステム… 情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム… 符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8　セキュリティ管理 ① 特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ② 送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③ 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④ データの暗号化や復号に必要となるデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤ 情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9　職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10　システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③ 他のシステムとの接続	[◎] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [◎] その他　（ システム基盤（市中間サーバ）　　）

システム3	
① システムの名称	システム基盤（市中間サーバ）
② システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※ ）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1　サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2　フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3　システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4　各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※ 中間サーバー・プラットフォーム… 自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」）を含む。）のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア… 自治体中間サーバー（本市の「市中間サーバー」）を含む。）のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）。
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [◎] その他　（ 中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤（団体内統合宛名、個人基本）、庁内各業務システム　）

システム4	
① システムの名称	システム基盤（団体内統合宛名）
② システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1　団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2　符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3　団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4　職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5　情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6　セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [◎] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名）　）

システム5	
① システムの名称	システム基盤（個人基本）
② システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1　既存住基システムからのデータ受領 　既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2　住民記録の異動情報の連携 　随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 　※ 当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3　システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 　世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 4　職員認証・権限の管理 　各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5　情報連携記録の管理 　情報連携記録の生成・管理を行う。
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [◎] その他　（ システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名）、庁内各業務システム ）

システム6～10

システム6	
① システムの名称	システム基盤（社会保障宛名）
② システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1　システム基盤（個人基本）からの住記異動情報の連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2　システム基盤（税宛名）からの課税情報の連携 システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3　社会保障宛名の管理 社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 4　システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [◎] その他　（ システム基盤（団体内統合宛名、個人基本、税宛名）、庁内各業務システム ）

システム7	
① システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
② システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1　本人確認情報検索 端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2　機構（※ ）への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※ 機構… 地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3　本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム8	
① システムの名称	サービス検索・電子申請機能
② システムの機能	1 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③ 他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム9
システム10
システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
① 実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
② 法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項（26、30、87、106の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第19条、第44条、第53条 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74,75の項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第40条
6. 評価実施機関における担当部署	
① 部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
② 所属長の役職名	子育て支援課長
7. 他の評価実施機関	
―	